

築 浅 ア パ ー ト

[illegible]

■	再契約時には敷金・礼金が新たにかかることはありません。再契約料 22,000円(税込)	★定期借家契約入居者様のメリット★
■	定期借家契約とは、契約期間が明確に定められた賃貸借契約です。契約期間満了により賃貸借契約は終了しますが、原則的にはご希望により再契約を行いそのまま住み続けていただけます。	入居者様はお引越しをして、生活を始めなければ物件の状況はわかりません。たとえば、お隣に「困った方(夜中に騒ぐ・共用部を汚す等)」等、いろいろな契約違反をする方がいらした場合は、定期借家契約では、そのような方を、少なくとも一定期間(最長で契約期間満了まで)で退居していただく事ができますので、物件全体の環境を良好に保つことが出来、優良な入居者様には住み心地の良い物件となります。